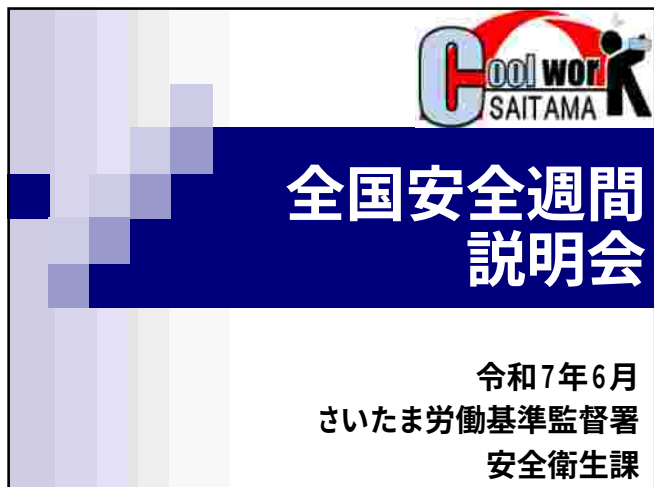
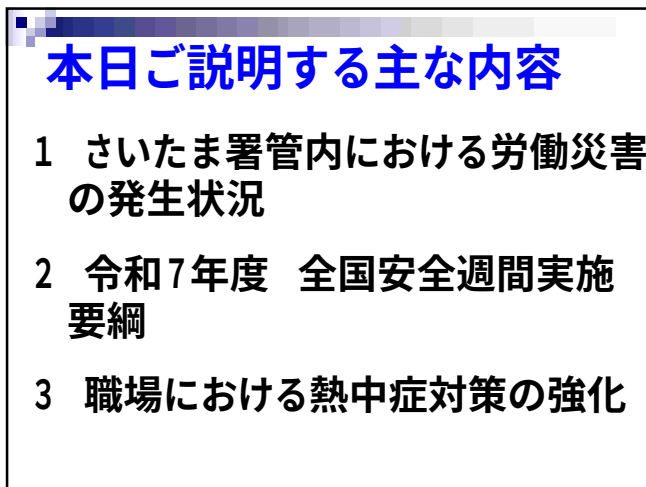
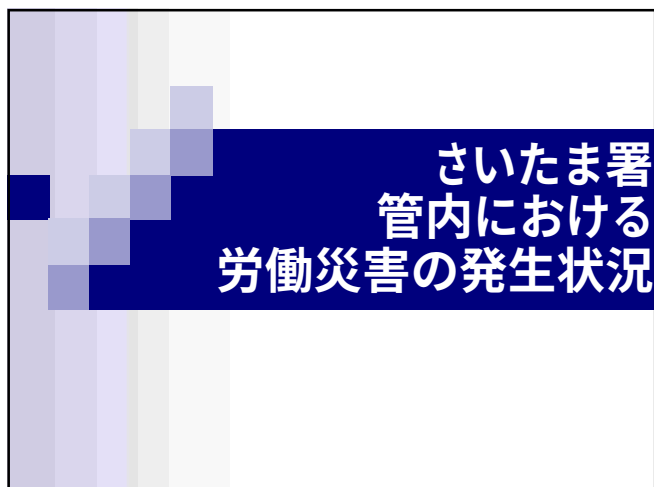




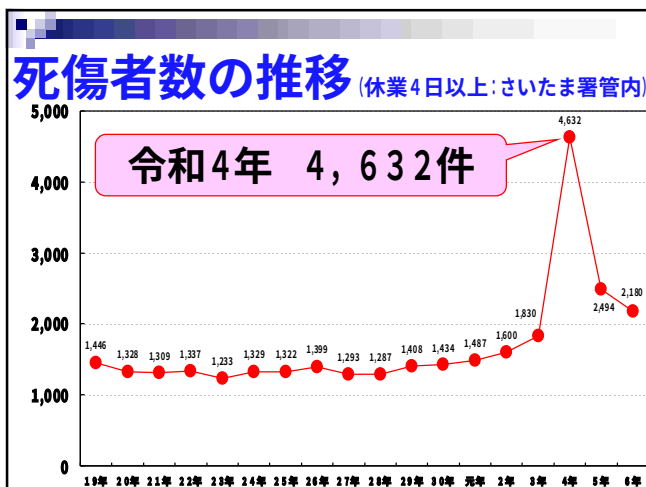
1



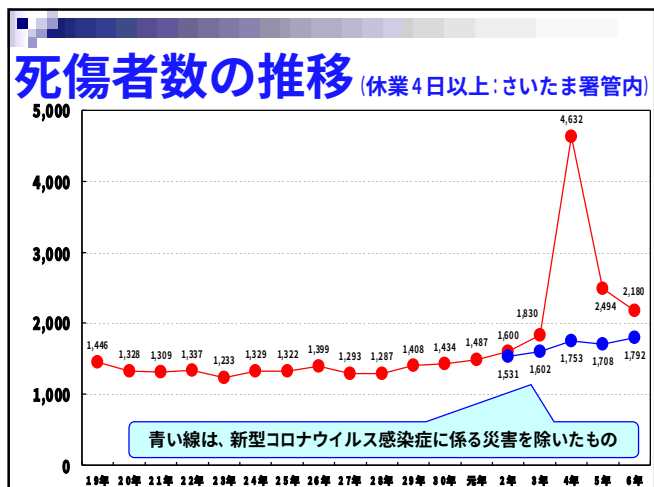
2



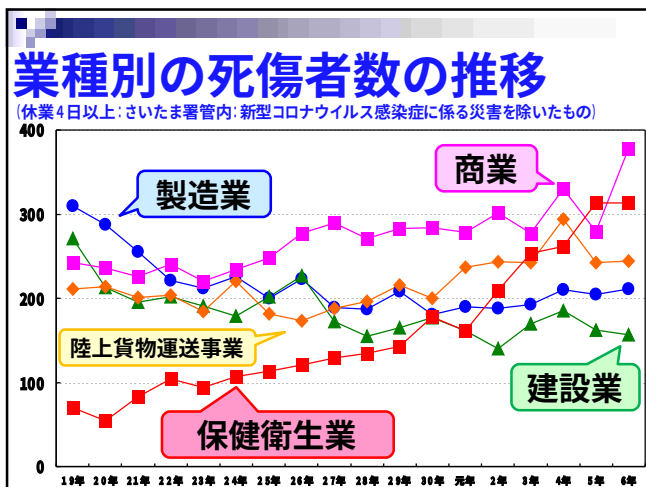
3



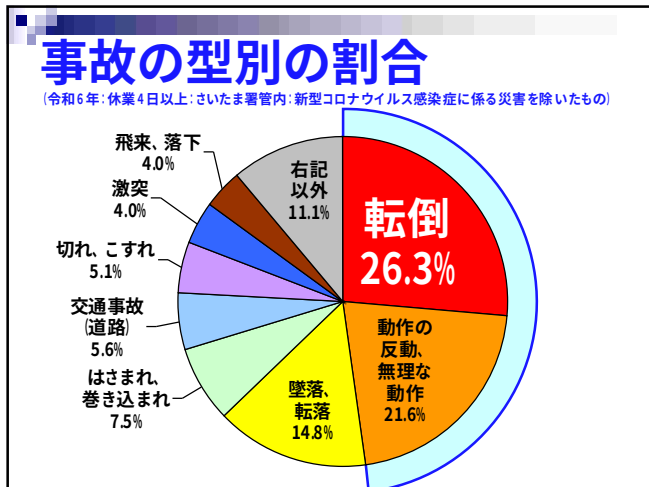
4



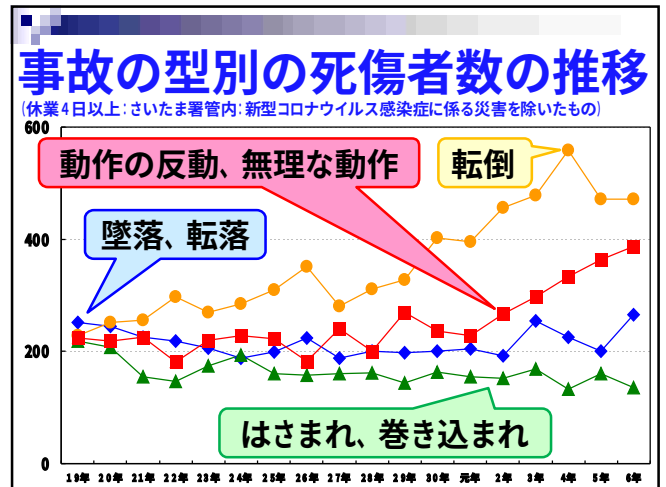
5



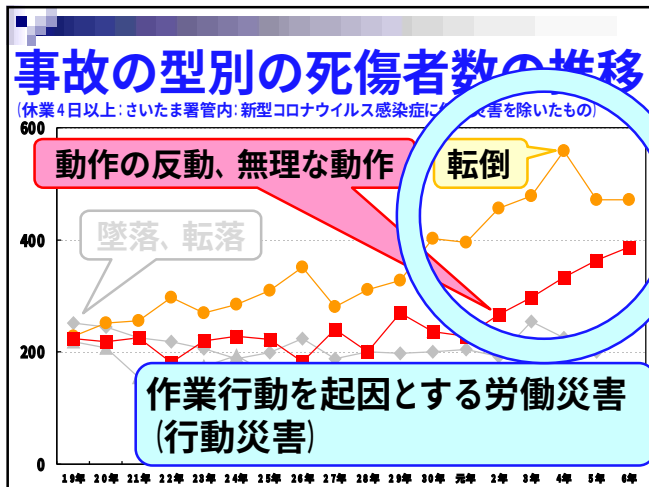
6



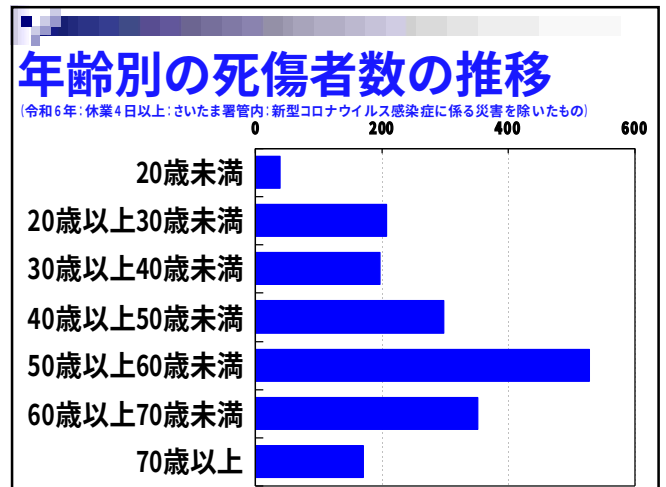
7



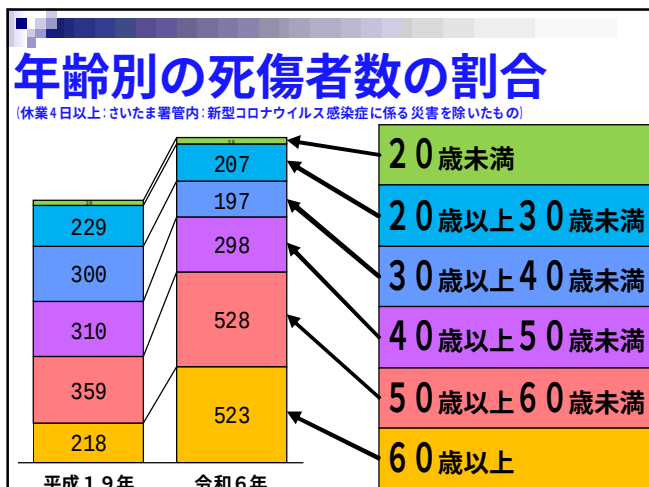
8



9



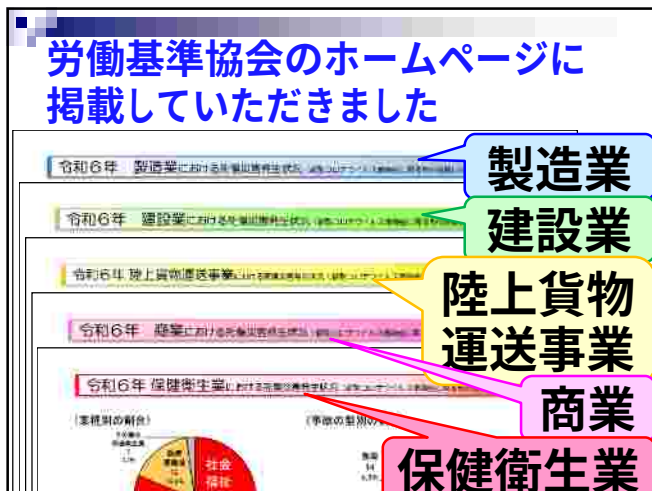
10



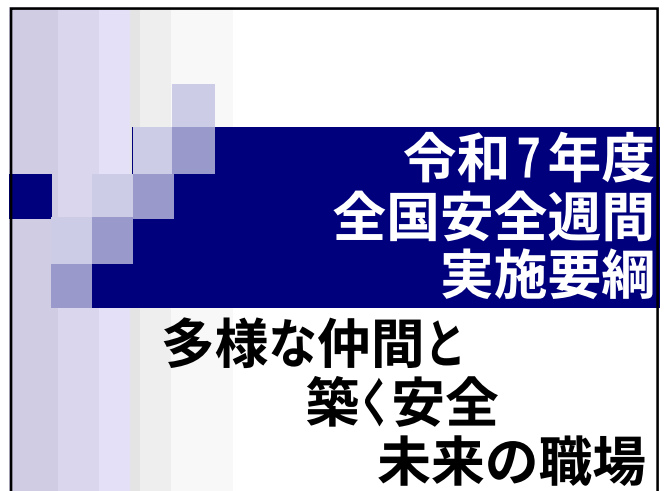
11



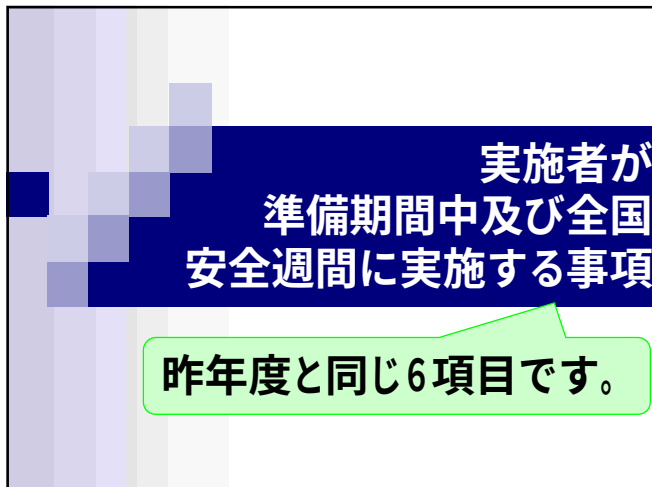
12



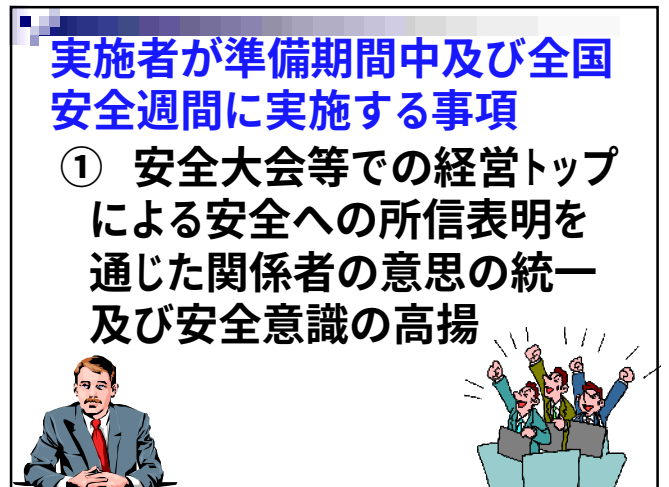
13



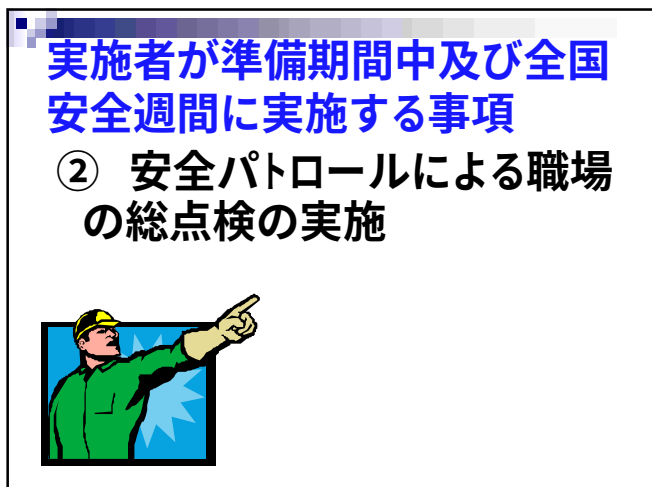
14



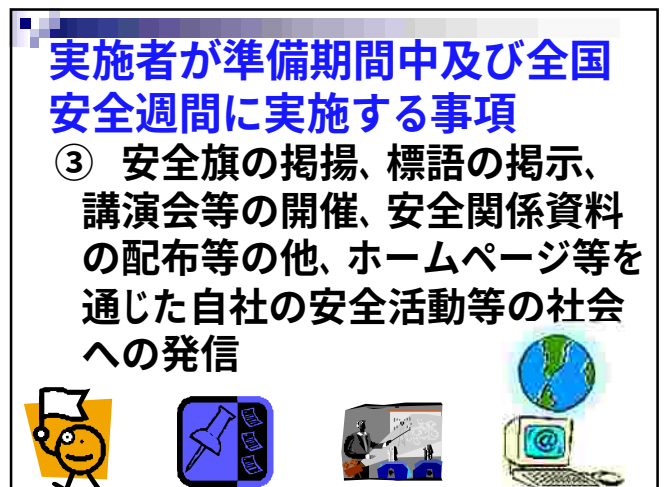
15



16



17



18

実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ



19

実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施



20

実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

- ⑥ 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施



21

**実施者が
継続的に実施する事項**

22

実施者が継続的に実施する事項 (大項目)

- ➡ (1) 安全衛生活動の推進
- ➡ (2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策
- ➡ (3) 業種横断的な労働災害防止対策

昨年度と比較して、順位が変動したか等を表現しています。

23

(1) 安全衛生活動の推進 (中項目)

- ➡ ① 安全衛生管理体制の確立
- ➡ ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- ➡ ③ 自主的な安全衛生活動の促進
- ➡ ④ リスクアセスメントの実施
- ➡ ⑤ その他の取組

24

① 安全衛生管理体制の確立

- ➡ ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- ➡ イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- ➡ ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- ➡ エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

25

② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- ➡ ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- ➡ イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- ➡ ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- ➡ エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

26

27

未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアルをご活用ください

平成27年度厚生労働省委託事業

製造業、陸上貨物運送事業、商業、産業廃棄物処理業、警備業のものがあります

製造業向け
未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

28

業種によっては外国語版もあります

製造業：
英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語

商業：
インドネシア語、ベトナム語

産業廃棄物処理業、警備業：
英語、ベトナム語、インドネシア語、クメール語、スペイン語、タイ語、タガログ語、ネパール語、ポルトガル語、ミャンマー語、モンゴル語、韓国語、中国語

For Worker Safety and Health

29

30

③ 自主的な安全衛生活動の促進

- ➡ **ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底**
- ➡ **イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化**

31

④ リスクアセスメントの実施

- ➡ **ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善**
- ➡ **イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進**

32

⑤ その他の取組

- ➡ **ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承**
- ➡ **イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上**
- ➡ **ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施**

33

ダウンロード可能です

テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン

テレワークを活用する企業、労働者の皆さまへ

テレワークの導入及び実施

テレワークガイドライン改定しました

テレワークガイドライン改定しました

テレワークガイドライン改定しました

34

事業者用と労働者用のチェックリストです

事業者用と労働者用のチェックリスト

事業者用と労働者用のチェックリスト

事業者用と労働者用のチェックリスト

事業者用と労働者用のチェックリスト

35

ダウンロード可能です

テレワークにおけるメンタルヘルス対策のための手引き

テレワークにおけるメンタルヘルス対策のための手引き

テレワークにおけるメンタルヘルス対策のための手引き

テレワークにおけるメンタルヘルス対策のための手引き

36

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策 (中項目)

- ➡ ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
- ➡ ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
- ➡ ③ 建設業における労働災害防止対策
- ➡ ④ 製造業における労働災害防止対策
- ➡ ⑤ 林業の労働災害防止対策

37

① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ➡ ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- ➡ イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
- ➡ ウ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ➡ エ 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発
- ➡ オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

38

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ➡ ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- ➡ イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進

39

**ダウンロード可能です
ご協力をお願いいたします**

荷主等（荷主、配送先、元請け事業者等）の皆様へ

荷役作業での労働災害を防止しましょう！
「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

陸上貨物運送事業者の皆様へ

荷役作業での労働災害を防止しましょう！
「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

陸上貨物運送事業者における荷役作業の安全対策ガイドライン
【平成28年度・最終版】

1. 目的
本ガイドラインは、労働安全衛生法第57条において、陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）の事業者（以下「陸運事業者」という。）の労働者が行う荷役作業における労働災害の防止のために、陸運事業者及び荷主・配送先・元請け事業者等（以下「関係者」という。）がそれぞれ取り組むべき事項を具体的に示すことを目的とする。

2. 関係者の責務

40

安全作業連絡書(例)

この安全作業連絡書は、荷の積み下ろし作業の効率化と安全確保を目的として、荷主と配送先の作業現場に於ける情報をあらかじめ陸運業者の労働者であるドライバーに提供するためのものです。

積込作業		取卸作業			
積込作業月日	月()日()	取卸作業月日	月()日()		
積込開始時刻	時()分()	取卸開始時刻	時()分()		
積込終了時刻	時()分()	取卸終了時刻	時()分()		
積込場所	1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷役場 2. 1/2/3/4/5/6/7/8/9/10/11/12/13/14/15/16/17/18/19/20/21/22/23/24/25/26/27/28/29/30/31/32/33/34/35/36/37/38/39/40/41/42/43/44/45/46/47/48/49/50/51/52/53/54/55/56/57/58/59/60/61/62/63/64/65/66/67/68/69/70/71/72/73/74/75/76/77/78/79/80/81/82/83/84/85/86/87/88/89/90/91/92/93/94/95/96/97/98/99/100/101/102/103/104/105/106/107/108/109/110/111/112/113/114/115/116/117/118/119/120/121/122/123/124/125/126/127/128/129/130/131/132/133/134/135/136/137/138/139/140/141/142/143/144/145/146/147/148/149/150/151/152/153/154/155/156/157/158/159/160/161/162/163/164/165/166/167/168/169/170/171/172/173/174/175/176/177/178/179/180/181/182/183/184/185/186/187/188/189/190/191/192/193/194/195/196/197/198/199/200/201/202/203/204/205/206/207/208/209/210/211/212/213/214/215/216/217/218/219/220/221/222/223/224/225/226/227/228/229/230/231/232/233/234/235/236/237/238/239/240/241/242/243/244/245/246/247/248/249/250/251/252/253/254/255/256/257/258/259/260/261/262/263/264/265/266/267/268/269/270/271/272/273/274/275/276/277/278/279/280/281/282/283/284/285/286/287/288/289/290/291/292/293/294/295/296/297/298/299/300/301/302/303/304/305/306/307/308/309/310/311/312/313/314/315/316/317/318/319/320/321/322/323/324/325/326/327/328/329/330/331/332/333/334/335/336/337/338/339/340/341/342/343/344/345/346/347/348/349/350/351/352/353/354/355/356/357/358/359/360/361/362/363/364/365/366/367/368/369/370/371/372/373/374/375/376/377/378/379/380/381/382/383/384/385/386/387/388/389/390/391/392/393/394/395/396/397/398/399/400/401/402/403/404/405/406/407/408/409/410/411/412/413/414/415/416/417/418/419/420/421/422/423/424/425/426/427/428/429/430/431/432/433/434/435/436/437/438/439/440/441/442/443/444/445/446/447/448/449/450/451/452/453/454/455/456/457/458/459/460/461/462/463/464/465/466/467/468/469/470/471/472/473/474/475/476/477/478/479/480/481/482/483/484/485/486/487/488/489/490/491/492/493/494/495/496/497/498/499/500/501/502/503/504/505/506/507/508/509/510/511/512/513/514/515/516/517/518/519/520/521/522/523/524/525/526/527/528/529/530/531/532/533/534/535/536/537/538/539/540/541/542/543/544/545/546/547/548/549/550/551/552/553/554/555/556/557/558/559/560/561/562/563/564/565/566/567/568/569/570/571/572/573/574/575/576/577/578/579/580/581/582/583/584/585/586/587/588/589/590/591/592/593/594/595/596/597/598/599/600/601/602/603/604/605/606/607/608/609/610/611/612/613/614/615/616/617/618/619/620/621/622/623/624/625/626/627/628/629/630/631/632/633/634/635/636/637/638/639/640/641/642/643/644/645/646/647/648/649/650/651/652/653/654/655/656/657/658/659/660/661/662/663/664/665/666/667/668/669/670/671/672/673/674/675/676/677/678/679/680/681/682/683/684/685/686/687/688/689/690/691/692/693/694/695/696/697/698/699/700/701/702/703/704/705/706/707/708/709/710/711/712/713/714/715/716/717/718/719/720/721/722/723/724/725/726/727/728/729/730/731/732/733/734/735/736/737/738/739/740/741/742/743/744/745/746/747/748/749/750/751/752/753/754/755/756/757/758/759/760/761/762/763/764/765/766/767/768/769/770/771/772/773/774/775/776/777/778/779/780/781/782/783/784/785/786/787/788/789/790/791/792/793/794/795/796/797/798/799/800/801/802/803/804/805/806/807/808/809/810/811/812/813/814/815/816/817/818/819/820/821/822/823/824/825/826/827/828/829/830/831/832/833/834/835/836/837/838/839/840/841/842/843/844/845/846/847/848/849/850/851/852/853/854/855/856/857/858/859/860/861/862/863/864/865/866/867/868/869/870/871/872/873/874/875/876/877/878/879/880/881/882/883/884/885/886/887/888/889/890/891/892/893/894/895/896/897/898/899/900/901/902/903/904/905/906/907/908/909/910/911/912/913/914/915/916/917/918/919/920/921/922/923/924/925/926/927/928/929/930/931/932/933/934/935/936/937/938/939/940/941/942/943/944/945/946/947/948/949/950/951/952/953/954/955/956/957/958/959/960/961/962/963/964/965/966/967/968/969/970/971/972/973/974/975/976/977/978/979/980/981/982/983/984/985/986/987/988/989/990/991/992/993/994/995/996/997/998/999/1000	積込場所	1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷役場 2. 1/2/3/4/5/6/7/8/9/10/11/12/13/14/15/16/17/18/19/20/21/22/23/24/25/26/27/28/29/30/31/32/33/34/35/36/37/38/39/40/41/42/43/44/45/46/47/48/49/50/51/52/53/54/55/56/57/58/59/60/61/62/63/64/65/66/67/68/69/70/71/72/73/74/75/76/77/78/79/80/81/82/83/84/85/86/87/88/89/90/91/92/93/94/95/96/97/98/99/100/101/102/103/104/105/106/107/108/109/110/111/112/113/114/115/116/117/118/119/120/121/122/123/124/125/126/127/128/129/130/131/132/133/134/135/136/137/138/139/140/141/142/143/144/145/146/147/148/149/150/151/152/153/154/155/156/157/158/159/160/161/162/163/164/165/166/167/168/169/170/171/172/173/174/175/176/177/178/179/180/181/182/183/184/185/186/187/188/189/190/191/192/193/194/195/196/197/198/199/200/201/202/203/204/205/206/207/208/209/210/211/212/213/214/215/216/217/218/219/220/221/222/223/224/225/226/227/228/229/230/231/232/233/234/235/236/237/238/239/240/241/242/243/244/245/246/247/248/249/250/251/252/253/254/255/256/257/258/259/260/261/262/263/264/265/266/267/268/269/270/271/272/273/274/275/276/277/278/279/280/281/282/283/284/285/286/287/288/289/290/291/292/293/294/295/296/297/298/299/300/301/302/303/304/305/306/307/308/309/310/311/312/313/314/315/316/317/318/319/320/321/322/323/324/325/326/327/328/329/330/331/332/333/334/335/336/337/338/339/340/341/342/343/344/345/346/347/348/349/350/351/352/353/354/355/356/357/358/359/360/361/362/363/364/365/366/367/368/369/370/371/372/373/374/375/376/377/378/379/380/381/382/383/384/385/386/387/388/389/390/391/392/393/394/395/396/397/398/399/400/401/402/403/404/405/406/407/408/409/410/411/412/413/414/415/416/417/418/419/420/421/422/423/424/425/426/427/428/429/430/431/432/433/434/435/436/437/438/439/440/441/442/443/444/445/446/447/448/449/450/451/452/453/454/455/456/457/458/459/460/461/462/463/464/465/466/467/468/469/470/471/472/473/474/475/476/477/478/479/480/481/482/483/484/485/486/487/488/489/490/491/492/493/494/495/496/497/498/499/500/501/502/503/504/505/506/507/508/509/510/511/512/513/514/515/516/517/518/519/520/521/522/523/524/525/526/527/528/529/530/531/532/533/534/535/536/537/538/539/540/541/542/543/544/545/546/547/548/549/550/551/552/553/554/555/556/557/558/559/560/561/562/563/564/565/566/567/568/569/570/571/572/573/574/575/576/577/578/579/580/581/582/583/584/585/586/587/588/589/590/591/592/593/594/595/596/597/598/599/600/601/602/603/604/605/606/607/608/609/610/611/612/613/614/615/616/617/618/619/620/621/622/623/624/625/626/627/628/629/630/631/632/633/634/635/636/637/638/639/640/641/642/643/644/645/646/647/648/649/650/651/652/653/654/655/656/657/658/659/660/661/662/663/664/665/666/667/668/669/670/671/672/673/674/675/676/677/678/679/680/681/682/683/684/685/686/687/688/689/690/691/692/693/694/695/696/697/698/699/700/701/702/703/704/705/706/707/708/709/710/711/712/713/714/715/716/717/718/719/720/721/722/723/724/725/726/727/728/729/730/731/732/733/734/735/736/737/738/739/740/741/742/743/744/745/746/747/748/749/750/751/752/753/754/755/756/757/758/759/760/761/762/763/764/765/766/767/768/769/770/771/772/773/774/775/776/777/778/779/780/781/782/783/784/785/786/787/788/789/790/791/792/793/794/795/796/797/798/799/800/801/802/803/804/805/806/807/808/809/810/811/812/813/814/815/816/817/818/819/820/821/822/823/824/825/826/827/828/829/830/831/832/833/834/835/836/837/838/839/840/841/842/843/844/845/846/847/848/849/850/851/852/853/854/855/856/857/858/859/860/861/862/863/864/865/866/867/868/869/870/871/872/873/874/875/876/877/878/879/880/881/882/883/884/885/886/887/888/889/890/891/892/893/894/895/896/897/898/899/900/901/902/903/904/905/906/907/908/909/910/911/912/913/914/915/916/917/918/919/920/921/922/923/924/925/926/927/928/929/930/931/932/933/934/935/936/937/938/939/940/941/942/943/944/945/946/947/948/949/950/951/952/953/954/955/956/957/958/959/960/961/962/963/964/965/966/967/968/969/970/971/972/973/974/975/976/977/978/979/980/981/982/983/984/985/986/987/988/989/990/991/992/993/994/995/996/997/998/999/1000	積込場所	1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷役場 2. 1/2/3/4/5/6/7/8/9/10/11/12/13/14/15/16/17/18/19/20/21/22/23/24/25/26/27/28/29/30/31/32/33/34/35/36/37/38/39/40/41/42/43/44/45/46/47/48/49/50/51/52/53/54/55/56/57/58/59/60/61/62/63/64/65/66/67/68/69/70/71/72/73/74/75/76/77/78/79/80/81/82/83/84/85/86/87/88/89/90/91/92/93/94/95/96/97/98/99/100/101/102/103/104/105/106/107/108/109/110/111/112/113/114/115/116/117/118/119/120/121/122/123/124/125/126/127/128/129/130/131/132/133/134/135/136/137/138/139/140/141/142/143/144/145/146/147/148/149/150/151/152/153/154/155/156/157/158/159/160/161/162/163/164/165/166/167/168/169/170/171/172/173/174/175/176/177/178/179/180/181/182/183/184/185/186/187/188/189/190/191/192/193/194/195/196/197/198/199/200/201/202/203/204/205/206/207/208/209/210/211/212/213/214/215/216/217/218/219/220/221/222/223/224/225/226/227/228/229/230/231/232/233/234/235/236/237/238/239/240/241/242/243/244/245/246/247/248/249/250/251/252/253/254/255/256/257/258/259/260/261/262/263/264/265/266/267/268/269/270/271/272/273/274/275/276/277/278/279/280/281/282/283/284/285/286/287/288/289/290/291/292/293/294/295/296/297/298/299/300/301/302/303/304/305/306/307/308/309/310/311/312/313/314/315/316/317/318/319/320/321/322/323/324/325/326/327/328/329/330/331/332/333/334/335/336/337/338/339/340/341/342/343/344/345/346/347/348/349/350/351/352/353/354/355/356/357/358/359/360/361/362/363/364/365/366/367/368/369/370/371/372/373/374/375/376/377/378/379/380/381/382/383/384/385/386/387/388/389/390/391/392/393/394/395/396/397/398/399/400/401/402/403/404/405/406/407/408/409/410/411/412/413/414/415/416/417/418/419/420/421/422/423/424/425/426/427/428/429/430/431/432/433/434/435/436/437/438/439/440/441/442/443/444/445/446/447/448/449/450/451/452/453/454/455/456/457/458/459/460/461/462/463/464/465/466/467/468/469/470/471/472/473/474/475/476/477/478/479/480/481/482/483/484/485/486/487/488/489/490/491/492/493/494/495/496/497/498/499/500/501/502/503/504/505/506/507/508/509/510/511/512/513/514/515/516/517/518/519/520/521/522/523/524/525/526/527/528/529/530/531/532/533/534/535/536/537/538/539/540/541/542/543/544/545/546/547/548/549/550/551/552/553/554/555/556/557/558/559/560/561/562/563/564/565/566/567/568/569/570/571/572/573/574/575/576/577/578/579/580/581/582/583/584/585/586/587/588/589/590/591/592/593/594/595/596/597/598/599/600/601/602/603/604/605/606/607/608/609/610/611/612/613/614/615/616/617/618/619/620/621/622/623/624/625/626/627/628/629/630/631/632/633/634/635/636/637/638/639/640/641/642/643/644/645/646/647/648/649/650/651/652/653/654/655/656/657/658/659/660/661/662/663/664/665/666/667/668/669/670/671/672/673/674/675/676/677/678/679/680/681/682/683/684/685/686/687/688/689/690/691/692/693/694/695/696/697/698/699/700/701/702/703/704/705/706/707/708/709/710/711/712/713/714/715/716/717/718/719/720/721/722/723/724/725/726/727/728/729/730/731/732/733/734/735/736/737/738/739/740/741/742/743/744/745/746/747/748/749/750/751/752/753/754/755/756/757/758/759/760/761/762/763/764/765/766/767/768/769/770/771/772/773/774/775/776/777/778/779/780/781/782/783/784/785/786/787/788/789/790/791/792/793/794/795/796/797/798/799/800/801/802/803/804/805/806/807/808/809/810/811/812/813/814/

陸上貨物運送事業における死亡災害の約80%は…

- ① 墜落・転落
- ② 荷崩れ
- ③ フォークリフト使用時の事故
- ④ 無人暴走
- ⑤ トラック後退時の事故

43

荷役作業時の死亡災害にみる災害パターン別の主な原因と対策

いつもの作業の少しの不具合が、重大事故につながります

- トラック・荷台等からの墜落・転落による死亡災害
 - 足を滑らせてリアバンパーから転落
 - テールゲートリフターから転落
- トラック・荷台等での荷崩れによる死亡災害
 - 固定ベルトを外した途端に多くの角材が落下
 - ドラム缶とともに転落
 - ドラム缶が被災者に直撃
- フォークリフト使用時における死亡災害
 - 歩行禁止エリアにいた被災者がフォークリフトと接触
 - フォークリフトアップ（上昇）時の安全確認により被災者がコールドロールボックスパレットの下敷きに

必ず保護帽を着用しよう
荷台へのステップなど昇降設備を設けよう

荷崩れしないよう、積み付け時に、適切な固定・留縛を行いましょう

フォークリフトのオペ

44

ダウンロードしてご活用ください

陸上貨物運送事業における

重大な労働災害
を防ぐためには

荷役作業時の死亡災害にみる
災害パターン別の主な原因と対策

45

ダウンロードしてご活用ください

陸上貨物運送事業者のみならず

**労働災害が増えています！
荷物の積み降ろしを安全に**



46

ダウンロードしてご活用ください

陸上貨物運送事業における

**トラック荷台からの
転落を防ぐために**

荷台昇降設備・装備はありますか？

陸上貨物運送事業（トラック運送事業）における労働災害は、荷役作業中に発生したものが全体の約7割を占めています。特に荷台からの転落が多いことが知られていて、このうちトラック荷台等への昇降時に発生するものがその約4割を占めています。

47

ダウンロードしてご活用ください

トラックでの荷役作業時における
安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。特別教育については令和6年2月から、それ以外の諸規定は令和5年10月から施行されます。

48

③ 建設業における労働災害防止対策 (1 / 3)

ア 一般的事項

➡ (ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用

➡ (イ) 足場の点検の確実な実施 **本足場の原則使用** 改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用

49

労働安全衛生規則の改正

令和6年4月1日施行

1 一側足場の使用範囲の明確化

令和5年10月1日施行

2 足場の点検時の点検者の指名の義務付け

3 足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

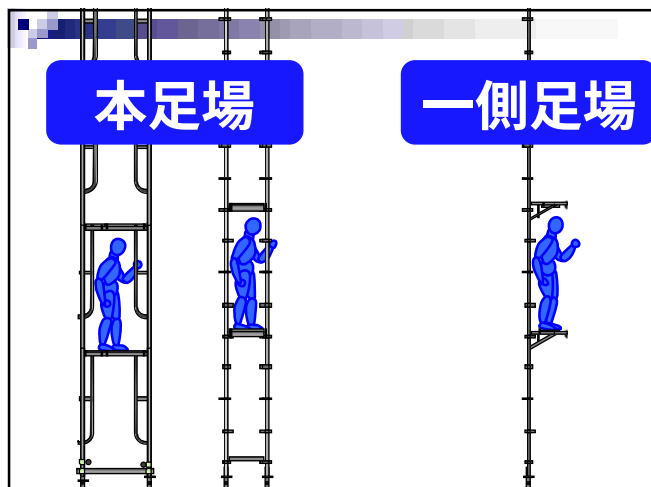
50

1 一側足場の使用範囲の明確化

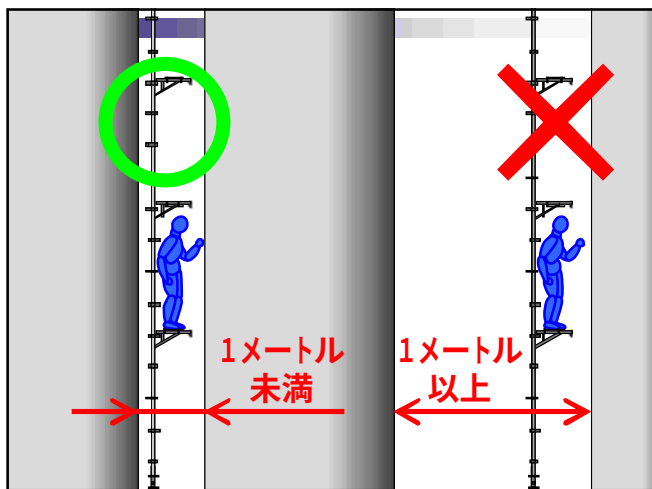
(本足場の使用) **新設されました**

第561条の2 事業者は、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならない。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りでない。

51



52



53

ダウンロード可能です

足場からの墜落防止措置が強化されます

※ 改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行 ※

厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和5年4月1日）から順次施行します。

54

③ 建設業における労働災害防止対策 (2 / 3)

- ➡ (ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- ➡ (エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- ➡ (オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- ➡ (カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- ➡ (キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

55

③ 建設業における労働災害防止対策 (3 / 3)

- ➡ イ 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
- ➡ ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

56

④ 製造業における労働災害防止対策 (1 / 3)

- ➡ ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- ➡ イ **機能安全を活用した機械設備安全対策の推進**
- ➡ ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

57

機能安全による機械等に係る安全確保に関する技術上の指針

平成28年9月26日
厚生労働省告示第353号

58

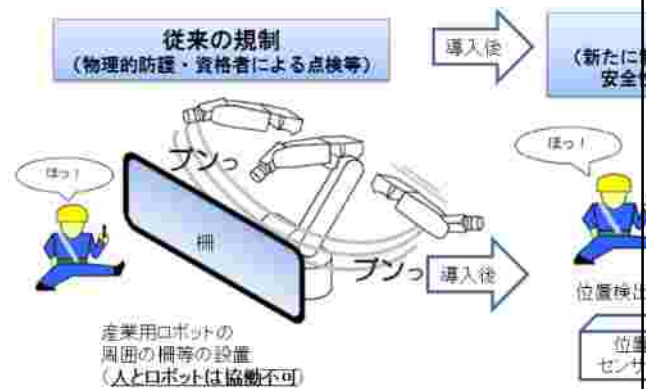
機能安全とは

新たに機械等に電気・電子プログラマブル電子 (E/E/PE) 制御の機能を付加することにより、リスクを低減するための措置。

機能安全活用テキスト

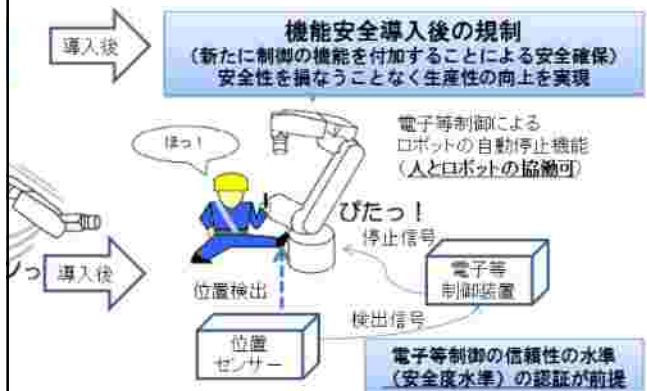
59

機能安全の導入による安全規制の高度化



60

機能安全の導入による安全規制の高度化



61

ダウンロード可能です

機能安全活用実践マニュアル

統合生産システム(IMS)編

統合生産システムの機能安全設計

—システムインテグレータのための
統合生産システムの安全制御設計指南—

62

④ 製造業における労働災害防止対策 (2 / 3)

- エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

63

ダウンロード可能です

装置産業の皆様へ

付帯設備の劣化による
労働災害を防止するために

高経年設備に設けられた作業床、階段、はしご、手すり等の劣化状況、労働災害を防止するための取組を調査

64

ダウンロード可能です

装置産業の皆様へ

設備の経年化による
労働災害を防止するために

高経年設備のコンベア、ロール機、成型機等による「はさまれ、巻き込まれ」災害を防止するための取組を調査

65

ダウンロード可能です

設備の経年化による 労働災害リスクと防止対策

—平成29年度、平成30年度、令和元年度調査のまとめ—



66

製造業安全対策官民協議会

製造業における安全対策の更なる強化を図るため、官民が連携し、経営層の参画の下、業種の垣根を超え、現下の安全に関わる事業環境の変化に対する認識を分析、共有するとともに、既存の取組の改善策及び新たに必要となる取組を検討し、企業における現場への普及を推進する。

67



68

ダウンロード可能です

「意図的なルール違反・ヒューマンエラー」を
リスクアセスメントに反映させる手法について

手引書

「製造業安全対策官民協議会・
向殿 SWG（サブワーキンググループ）」

リスクアセスメントに取り組んでいるものの、なかなか「意図的なルール

69

④ 製造業における労働災害防止対策 (3 / 3)

新 力 機械等製造者による、機械等
を使用する事業者への、リスク
アセスメント実施に資する残留
リスク情報の提供

70

労働安全衛生規則が改正され、平成24年に
新設されました

(機械に関する危険性等の通知)

第24条の13 労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害をその使用により生ずるおそれのある機械（以下単に「機械」という。）を譲渡し、又は貸与する者（次項において「機械譲渡者等」という。）は、文書の交付等により当該機械に関する次に掲げる事項を、当該機械の譲渡又は貸与を受ける相手方の事業者（次項において「相手方事業者」という。）に通知するよう努めなければならない。

71

- 一 型式、製造番号その他の機械を特定するために必要な事項
- 二 機械のうち、労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害をその使用により生ずるおそれのある箇所に関する事項
- 三 機械に係る作業のうち、前号の箇所起因する危険又は健康障害を生ずるおそれのある作業に関する事項
- 四 前号の作業ごとに生ずるおそれのある危険又は健康障害のうち最も重大なものに関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項

72

2 厚生労働大臣は、相手方事業者の
法第28条の2第1項の調査及び同項
の措置の適切かつ有効な実施を図る
ことを目的として機械譲渡者等が行う
前項の通知を促進するため必要な
指針を公表することができる。

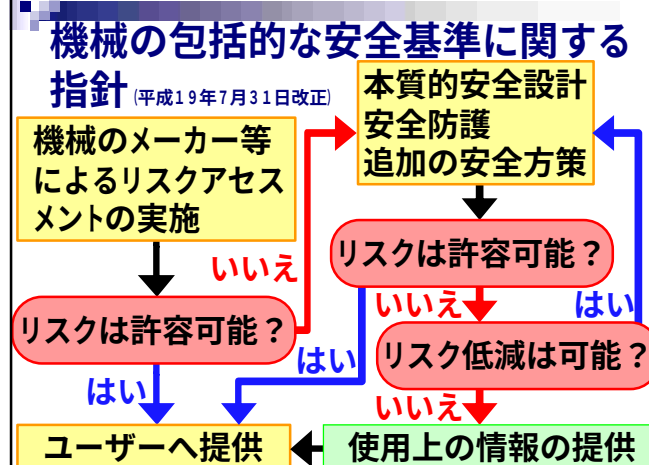
73

2 厚生労働大臣は、相手方事業者の
法第28条の2第1項の調査及び同項
の措置の適切かつ有効な実施を図る
労働安全衛生法第28条の2
事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、
建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等によ
る、又は作業行動その他業務に起因する危険
性又は有害性等
(第17条第1項の命令で定める第17条の2第1項に規定する機械等による危険性又は有害性等を除く。)
を調査し、その結果に基づいて、この法律又は
これに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、
労働者の危険又は健康障害を防止するため必要
な措置を講ずるように努めなければならない。(後略)

74

2 厚生労働大臣は、相手方事業者の
法第28条の2第1項の調査及び同項
の措置の適切かつ有効な実施を図る
労働安全衛生法第28条の2
事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、
機械ユーザーによるリスクアセ
スメントの実施のため、機械の残留
リスク等に係る情報の通知を機械
メーカーの努力義務に
所有者の危険又は健康障害を防止するため必要
な措置を講ずるように努めなければならない。(後略)

75



76

機械の危険性又は有害性 (別表第1)

- 1 機械的な危険性又は有害性
- 2 電氣的な危険性又は有害性
- 3 熱的な危険性又は有害性
- 4 騒音による危険性又は有害性
- 5 振動による危険性又は有害性
- 6 放射による危険性又は有害性
- 7 材料及び物質による
危険性又は有害性

77

機械の危険性又は有害性 (別表第1)

- 8 機械の設計時における
人間工学原則の無視による
危険性又は有害性
- 9 滑り、つまずき及び墜落の
危険性又は有害性
- 10 危険性又は有害性の組合せ
- 11 機械が使用される環境に
関連する危険性又は有害性

78

**機械安全で最優先すべきは
本質的安全設計方策 (別表第2)**

1 労働者が触れる
おそれのある箇所に
鋭利な端部、角、突起物等
がないようにすること。

(以下略)

79

**機械安全で最優先すべきは
本質的安全設計方策 (別表第2)**

1 労働者が触れる
おそれのある箇所に
鋭利な端部、角、突起物等
がないようにすること。

(以下略)

適当なRを

80

リスクアセスメントの実施手順

危険性又は有害性の特定

危険性又は有害性の特定のため、機械譲渡者等から入手した機械の残留リスク等の情報の活用を

リスク低減措置の実施

81

2 厚生労働大臣は、相手方事業者の機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針 (平成24・3・16 厚生労働省告示 第132号) 前項の通知を促進するため必要な指針を公表することが

機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針の適用について (平成24・3・29 基発0329第8号)

82

残留リスクマップの例

機械ユーザーによる保護方策が必要な残留リスクマップ

製品名「〇〇〇」 〇年〇月〇日作成
株式会社△△△

※必ず取扱説明書の内容をよく読み、理解してから本製品を使用すること。本資料は取扱説明書の参考資料であり、本資料の内容を理解しただけで本製品を使用してはならない。

残留リスクは、以下の定義に従って分類し記載している。
 △ 危険：保護方策を実施しなかった場合に、人が死亡または重傷を負う可能性が高い内容
 △ 警告：保護方策を実施しなかった場合に、人が死亡または重傷を負う可能性がある内容
 △ 注意：保護方策を実施しなかった場合に、人が軽傷を負う可能性がある内容

図中に示されている箇所の記号及び番号は、本製品の「残留リスク一覧」に記載されているものと一致している。各々の残留リスクの詳細については、「残留リスク一覧」を参照のこと。

83

箇所B	△ 危険	—
	△ 警告	No. 2
	△ 注意	No. 4、5

図中の緑色の立方体は、図中の緑色の立方体と一致している。

箇所A	△ 危険	No. 1
	△ 警告	No. 3
	△ 注意	—

受領確認
□□□ (株)
○△○△印

84

残留リスク一覧の例

機械ユーザーによる保護方策が必要な残留リスク一覧

製品名「〇〇〇」 〇年〇月〇日作成
株式会社△△△

※必ず取扱説明書の内容をよく読み、理解してから本製品を使用すること。本資料は取扱説明書の参考資料であり、本資料の内容を理解しただけで本製品を使用してはならない。

※1 残留リスクは、以下の定義に従って分類し記載している。
 ▲危険：保護方策を実施しなかった場合に、人が死亡または重傷を負う可能性が高い内容
 ▲警告：保護方策を実施しなかった場合に、人が死亡または重傷を負う可能性がある内容
 ▲注意：保護方策を実施しなかった場合に、人が軽傷を負う可能性がある内容

※2 「機械上の箇所」の欄に示されている記号は、本製品の「残留リスクマップ」に記載されている機械の図の箇所の記号と一致している。機械上の具体的な箇所については「残留リスクマップ」を参照のこと。

85

は「残留リスクマップ」を参照のこと。

No.	運用段階	作業	作業に必要な資格・教育	機械上の箇所 ※2	残留リスク ※1	危害の内容	機械ユーザーが実施する保護方策	取扱説明書参照ページ

受領確認

□□□(株)

○△○△印

86

ダウンロード可能です

「機械の包括的な安全基準に関する指針」が改正されました。

～機械を安全化し、安全に使用するために～

機械に関する危険性等の通知情報の作成事例

(平成24年改正労働安全衛生規則への対応)

機械を譲渡または貸与する事業者の皆さまへ

「機械に関する危険情報の通知」が努力義務になりました

「改正労働安全衛生規則第24条の13」および指針の概要

87

⑤ 林業の労働災害防止対策

➡ ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

➡ イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

88

(3) 業種横断的な労働災害防止対策(中項目)

➡ ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

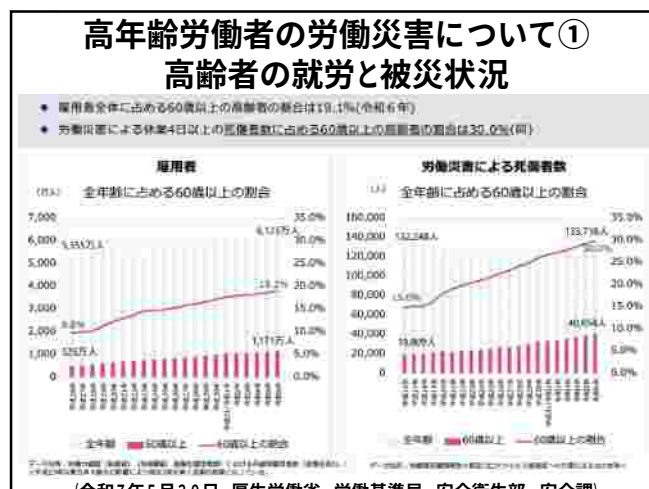
➡ ② 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

➡ ③ 交通労働災害防止対策

➡ ④ 熱中症予防対策
(STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン)

➡ ⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

89



90

高齢労働者の労働災害について① 高齢者の就労と被災状況

●雇用者全体に占める60歳以上の高齢者の割合は19.1%
(令和6年)

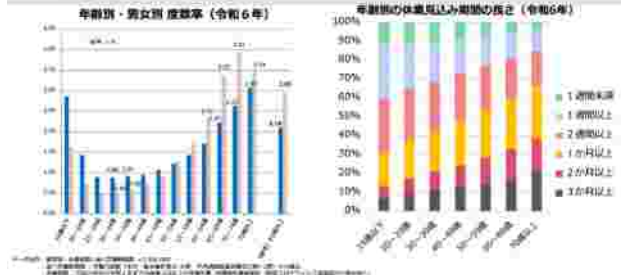
●労働災害による休業4日以上
の死傷者数に占める60歳以上の
高齢者の割合は30.0%
(同)

(令和7年5月30日 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課)

91

高齢労働者の労働災害について② 災害発生率(度数率)・休業見込み期間

- 60歳以上の男女別の労働災害発生率(死傷度数率)は、以下(度数率)という、1)を30代と比較すると、男性は約2倍、女性は約6倍となっている。
- 60歳以上の死傷者数は、2.4倍となっている。
- 休業見込み期間は、年齢が上がるにしたがって長期間となっている。
- 60歳以上の休業見込み期間は、4.00である。



(令和7年5月30日 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課)

92

高齢労働者の労働災害について② 災害発生率(度数率)・休業見込み期間

- 60歳以上の男女別の労働災害発生率(死傷度数率)を30代と比較すると、男性は約2倍、女性は約6倍となっている。

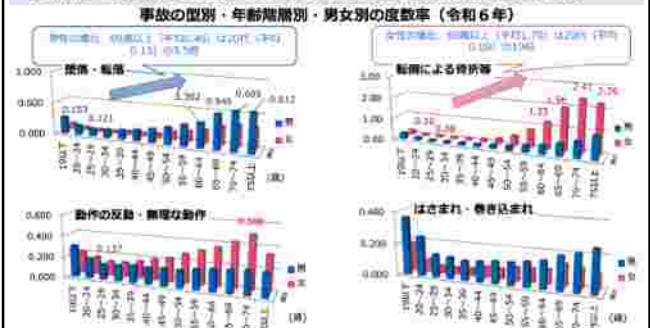
●休業見込み期間は、年齢が上がる
にしたがって長期間となっている。

(令和7年5月30日 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課)

93

高齢労働者の労働災害について③ 年齢階層別・男女別の労働災害発生率(度数率)の傾向(事故の型別の分析)

- 「墜落・転落」、「転倒による骨折等」では、特に60歳以上で、年齢に応じ、労働災害発生率(度数率)が高くなる傾向がある。
- 「動作の反動・無理な動作」と「はさまれ・巻き込まれ」も、年齢に応じ、労働災害発生率が上がる傾向がある。



(令和7年5月30日 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課)

94

高齢労働者の労働災害について③ 年齢階層別・男女別の労働災害発生率(度数率)の傾向(事故の型別の分析)

●男性の場合、60歳以上(平均0.48)は20代(平均0.13)の3.5倍



(令和7年5月30日 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課)

95

高齢労働者の労働災害について③ 年齢階層別・男女別の労働災害発生率(度数率)の傾向(事故の型別の分析)

●女性の場合、60歳以上(平均1.70)は20代(平均0.09)の19倍



(令和7年5月30日 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課)

96

高齢労働者の労働災害について③
 年齢階層別・男女別の労働災害発生率(度数率)の傾向(事故の型別の分析)

●「墜落・転落」、「転倒による骨折等」では、特に60歳以上で、加齢に応じ、労働災害発生率(度数率)が著しく上昇する。

●「動作の反動、無理な動作」と「はさまれ、巻き込まれ」も、加齢に応じ、労働災害発生率が上昇する傾向がある。

(令和7年5月30日 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課)

97

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策(1/2)

➡ ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進

➡ イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

➡ ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化

98

お手元の資料です

転倒などによる労働災害を防止するため
「転倒等リスク評価セルフチェック票」
 を活用しましょう！

「労働者の作業行動に起因する労働災害」が増加

さいたま労働基準監督署の管内では、「転倒」や「動作の反動、無理な動作」による労働災害が多く発生しています。

新型コロナウイルス感染症に係る労働災害を除くと、令和5年に発生した休業4日以上の労働災害は1,708件です。そのうち「転倒」による災害は471件、「動作の反動、無理な動作」による災害は353件発生しており、この2種で全体の48.8%を占めています。

このような「労働者の作業行動に起因する労働災害」を防止するための取組みを行うことが重要となっています。

(事故の型別の割合)

事故の型別	割合
転倒	27.6%
動作の反動、無理な動作	25.7%
はさまれ、巻き込まれ	11.8%
滑り、落下	4.3%
ひきこまれ	4.7%
交通関係(道路)	3.2%
はさまれ、巻き込まれ	4.4%
その他	3.7%

99

お手元の資料の3ページです

転倒等リスク評価セルフチェック票

I: 身体機能測定結果

①【歩行能力・筋力】 ★2ステップテスト(歩行能力・筋力)
 あなたの歩行速度は cm/sec (歩行速度) = 評価

②【敏捷性】 ★座墊ステップテスト(敏捷性)
 あなたの歩行速度は 歩/20秒 評価

③【バランス能力】 ★ワンクォーターテスト(動作バランス)
 あなたの歩行速度は cm 評価

100

厚生労働省 長崎労働局

ホーム

ニュースとトピックス 各種法令・制度・手続 事例・統計情報 窓口案内

転倒等リスク評価セルフチェック票

事業者の皆様へ！

マニュアル【簡易版】 【全体版】 [必ずはこちらをチェック](#) **注意**

転倒等リスク評価セルフチェック票

【集団分析用】 転倒等リスク評価セルフチェック票

101

転倒等リスク評価セルフチェック票

※赤枠の箇所のみ入力ください。

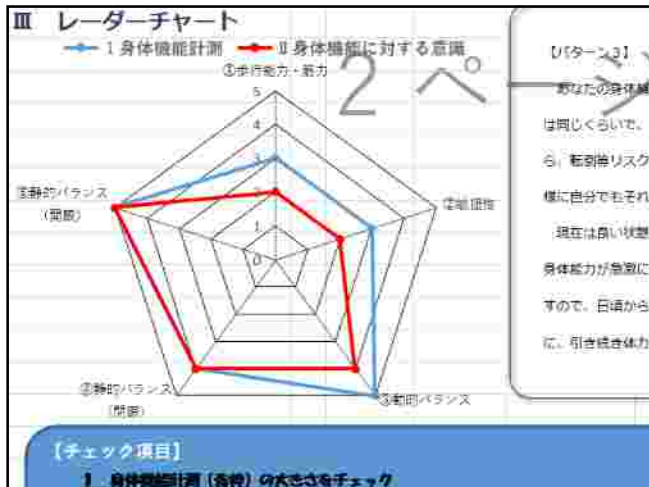
I: 身体機能測定結果

①【歩行能力・筋力】 ★2ステップテスト(歩行能力・筋力)
 スターラインからスタート位置までの距離をcm単位で測定します。(minは50cm)
 2ステップテスト1回目 CM
 2ステップテスト2回目 CM
 評 価

②【敏捷性】 ★座墊ステップテスト(敏捷性)
 椅子に座り、足先をスターラインに置き、その両側に足を置き、
 「ラインの両側へ移動」が1回カウントして20回移動で所要時間を測定します。

座墊ステップテスト 歩/20秒
 評 価

102



103

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策 (2 / 2)

エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進

オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨

カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

104

職場における腰痛予防対策指針
(平成25年6月18日付け基発0618第1号)

一般的な腰痛の予防対策

- 1 作業管理
- 2 作業環境管理
- 3 健康管理
- 4 労働衛生教育等
- 5 リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステム

腰痛の発生が比較的多い作業における予防対策

- 1 重量物取扱い作業
- 2 立ち作業
- 3 座り作業
- 4 福祉・医療分野等における介護・看護作業
- 5 車両運転等の作業

105

職場における腰痛予防対策指針の解説から重量物取扱い作業に係る作業姿勢、動作

106

職場における腰痛予防対策指針の解説から重量物取扱い作業に係る作業姿勢、動作

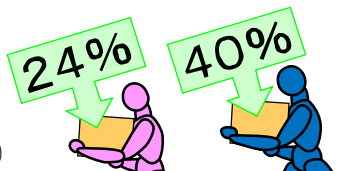
107

職場における腰痛予防対策指針の参考から「事務作業スペースでのストレッチ」(例)、
「車両運転等の作業でのストレッチ」(例)

108

人力による重量物の取扱い

満18歳以上の男子労働者が人力のみにより取り扱う物の重量は、体重のおおむね**40%以下**となるように努めること。満18歳以上の女子労働者では、さらに男性が取り扱うことのできる重量の**60%位まで**とすること。



職場における腰痛予防対策指針
「作業態様別の対策」の1の2の(2)

109

女性労働基準規則及び年少者労働基準規則に基づく重量の制限

性別	年齢	断続作業の場合	継続作業の場合
女性	満16歳未満	12kg未満	8kg未満
	満16歳以上 満18歳未満	25kg未満	15kg未満
	満18歳以上	30kg未満	20kg未満
男性	満16歳未満	15kg未満	10kg未満
	満16歳以上 満18歳未満	30kg未満	20kg未満
	満18歳以上	30kg未満	20kg未満

110

② 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- ➡ ア 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施
- ➡ イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ➡ ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

111

高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）

- 1 安全衛生管理体制の確立等
- 2 職場環境の改善
- 3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握
- 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
- 5 安全衛生教育

112

1 安全衛生管理体制の確立等

- (1) 経営トップによる方針表明及び体制整備
- (2) 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

113

2 職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
(主としてハード面の対策)
- (2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理
(主としてソフト面の対策)

114

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

- (1) 健康状況の把握
- (2) 体力の状況の把握
- (3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

115

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置
- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

116

5 安全衛生教育

- (1) 高齢労働者に対する教育
- (2) 管理監督者等に対する教育

117

お手元のリーフレットです



118

お手元のリーフレットです

中小企業事業者の皆さまへ

令和7年度（2025年度）版

「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

■ 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。

■ 高齢労働者の雇用状況や対策、取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

補助金申請受付期間 令和7年5月15日～令和7年10月31日
【注意】申請期限に達した場合は、受付期間が満了中であって申請受付を終了することがあります。

安全衛生対策コース名	補助対象	対象事業者
I 総合対策コース ・補助率 4/5 ・上限額 100万円（消費税を除く） ⇒ 詳細は 3 ページ	労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策に要する経費（労働者の導入、工事の施工等）	・中小企業事業者（併し、50人未満） ・1年以上事業を実施していること ・役員を置き、自社の労務管理運用の改善を図っていること
II 職場環境改善コース ・補助率 1/2 ・上限額 100万円（消費税を除く）	・高齢労働者の身体機能の低下を補う設備、装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（労働者の導入、工事の施工等）	・中小企業事業者（併し、50人未満） ・1年以上事業を実施していること ・役員を置き、自社の労務管理運用の改善を図っていること

119

安全衛生対策コース名	補助対象	対象事業者
I 総合対策コース ・補助率 4/5 ・上限額 100万円（消費税を除く） ⇒ 詳細は 3 ページ	労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策に要する経費（労働者の導入、工事の施工等）	・中小企業事業者（併し、50人未満） ・1年以上事業を実施していること ・役員を置き、自社の労務管理運用の改善を図っていること
II 職場環境改善コース ・補助率 1/2 ・上限額 100万円（消費税を除く） ⇒ 詳細は 3 ページ	・高齢労働者の身体機能の低下を補う設備、装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（労働者の導入、工事の施工等）	・中小企業事業者（併し、50人未満） ・1年以上事業を実施していること ・役員を置き、自社の労務管理運用の改善を図っていること
III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース ・補助率 3/4 ・上限額 100万円（消費税を除く） ⇒ 詳細は 4 ページ	・転倒防止のための運動指導に要する経費（運動指導者の導入、運動指導の費用等） ・腰痛予防のための運動指導に要する経費（腰痛予防指導者の導入、腰痛予防指導の費用等）	・中小企業事業者（併し、50人未満） ・1年以上事業を実施していること ・役員を置き、自社の労務管理運用の改善を図っていること
IV コラボヘルスコース ・補助率 3/4 ・上限額 30万円（消費税を除く） ⇒ 詳細は 4～5 ページ	・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費（健康増進、自社の労務管理運用の改善に要する経費に要する）	・中小企業事業者（併し、50人未満） ・1年以上事業を実施していること ・役員を置き、自社の労務管理運用の改善を図っていること

120



121



122

③ 交通労働災害防止対策

- ➡ ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- ➡ イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ➡ ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- ➡ エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

123

お手元のリーフレットです

交通労働災害を防止するために

埼玉県の交通労働災害の現状

埼玉県では、令和6年までの10年間に、交通労働災害によって60人が亡くなっており、死亡災害全体の21%を占め、「墜落・転落(26%)」に次いで死亡原因の第2位となっています。

交通死に災害は、12月に多く発生しています。交通労働災害は、自動車運転を主たる業務とする職業ドライバー以外でも多く発生しています。すべての職種で交通労働災害防止に取り組むことが必要です。

月別発生件数

交通労働災害の業種別割合

業種	割合
運輸業・郵便業	23%
建設業	18%
製造業	13%
その他	12%
情報・通信業	9%
サービス業	8%
建設・土木業	6%
建設労働者	5%
建設労働者	4%

124

④ 熱中症予防対策 (STOP! 熱中症クールワークキャンペーン)

新 ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底

➡ イ 暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施

➡ ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮

125

⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

新 ア 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施

➡ イ 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮

➡ ウ その他請負人等が上記(1)～(3)④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

126

ダウンロード可能です

事業者・一人親方の皆さまへ

2023年4月1日から 危険有害な作業[※]を行う事業者は以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

- 1 作業を請け負わせる一人親方等
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく法令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対して、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者には義務付けられます。

事業者・一人親方の皆さまへ

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく法令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対して、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第30条、第31条及び第32条、第33条の4に規定する措置に相当する措置のいずれかである。

127

ダウンロード可能です

個人事業者等の皆さま、個人事業者等に仕事を注文する皆さまへ

「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定しました

このパンフレットでは「ガイドラインの基本的な考え方」、個人事業者等の皆さまに「自身で実施していただきたい事項」、注文者等の皆さまが「注文者等として実施していただきたい事項」などをまとめています。

このガイドラインは、個人事業者等^{※1}は労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきであるという基本的な考え方を示し、個人事業者等の健康管理に留意

128

職場における熱中症の発生状況

全国の状況

129

ダウンロード可能です

【別添1】

2024年（令和6年）：職場における熱中症による死傷災害の発生状況（確定値）

1 職場における熱中症による死傷災害の発生状況（2015～2024年）

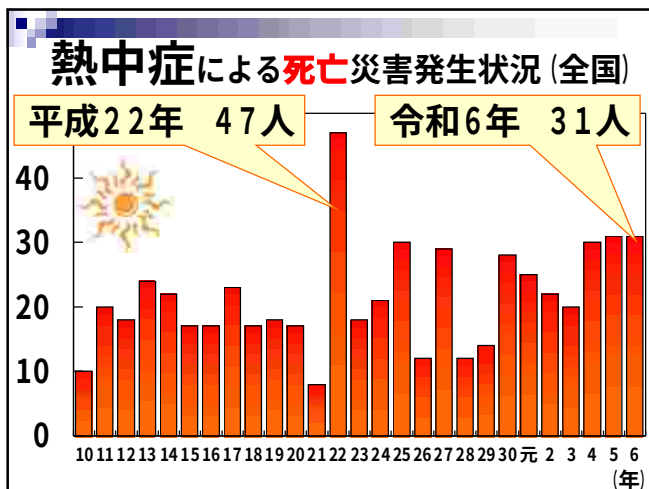
職場での熱中症による死傷災害は、1人以上の労働者（疾病者）の死傷災害に該当し、死亡災害に該当する場合は、死亡災害として報告される。死亡災害に該当する場合は、死亡災害として報告される。

令和6年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況（確定値）

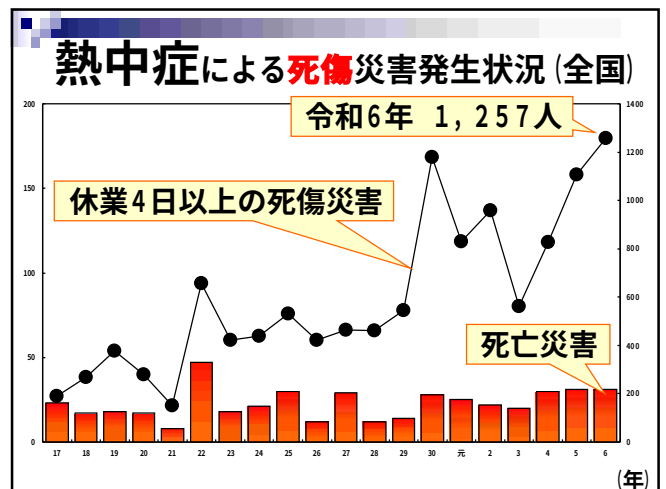
年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
死傷災害	404	462	544	1,176	329	369	561	827	1,190	1,257
死亡災害	129	112	111	128	125	122	128	130	131	134

※（ ）内の数値は前年と比較して増加または減少した割合を示す。増加率の割合である。

130

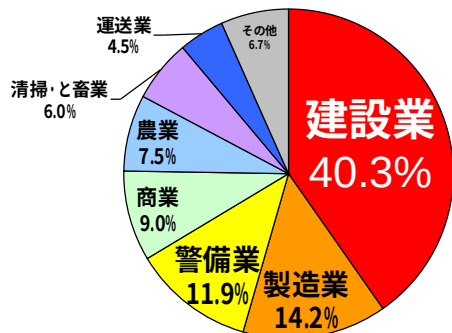


131



132

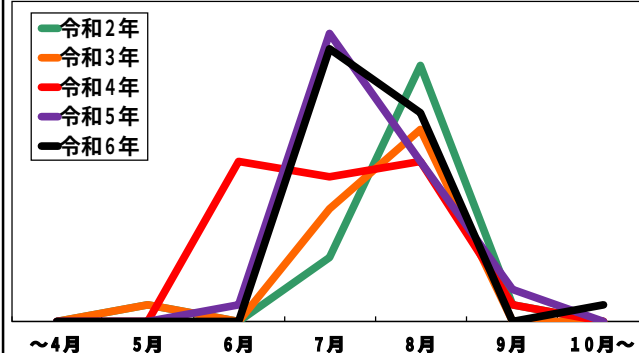
業種別の割合 (死亡災害)



令和2年1月から令和6年12月に発生した死亡災害134件を集計

133

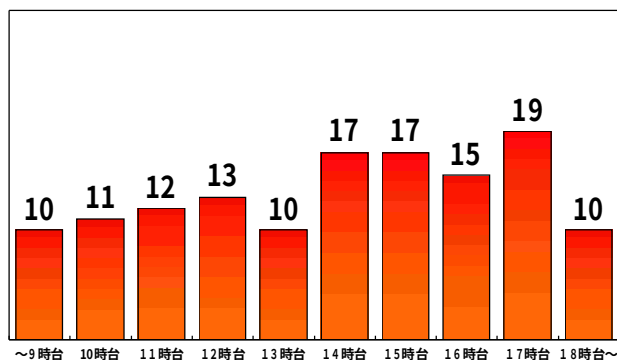
月別の発生状況 (死亡災害)



令和2年1月から令和6年12月に発生した死亡災害134件を集計

134

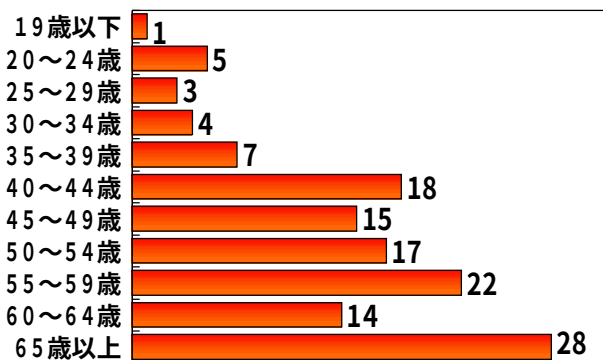
時間帯別の発生状況 (死亡災害)



令和2年1月から令和6年12月に発生した死亡災害134件を集計

135

年齢別の発生状況 (死亡災害)



令和2年1月から令和6年12月に発生した死亡災害134件を集計

136

令和6年の死亡災害全体の概要 (1/2)

- 総数は31件で、被災者は男性28件、女性3件であった。
- 発症時・緊急時の措置の確認及び周知していたことを確認できなかった事例が20件あった。
- 暑さ指数 (WBGT) の把握を確認できなかった事例が24件あった。

137

令和6年の死亡災害全体の概要 (2/2)

- 熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例が14件あった。
- 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事が明らかな事例は21件あった。

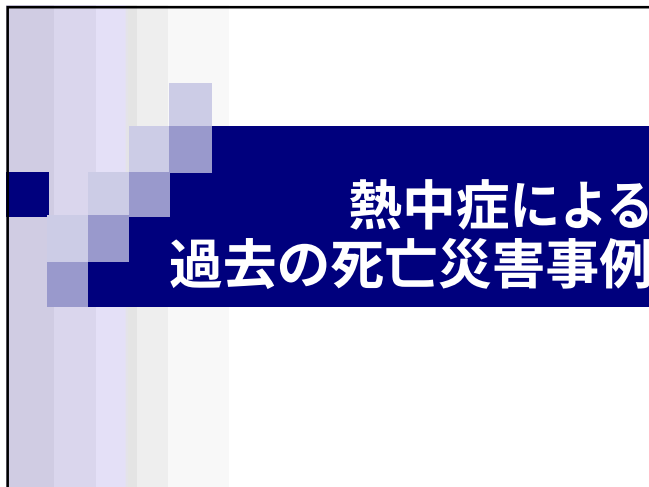
138

【事案の詳細】						
番号	月	業 種	作 業 代	気温 (℃)	暑さ指数 (WBGT) (℃)	事案の概要
1	7	製薬 業 他の 金属 製品	20 歳代	34.6℃	30.5℃	被災者は工場内で作業に従事していたが、14時頃に体調不良のため早退することとなり、更衣室に向かった。16時過ぎに同僚が更衣室に入ったとき、倒れている被災者を見出し、救急搬送されたが死亡した。
2	7	陸上貨物取扱業	30 歳代	33.2℃	28.9℃	被災者は事業場倉庫内1階で電機ドラムのピッキング作業に従事していた。16時30分頃、倉庫北側ホームを通行中にうつ伏せに転倒し、意識を失い虚脱をおこした。倒れている被災者を見出し救急搬送され、集中治療室で治療を受けるが、翌日に死亡した。
3	7	その他	40	32.1℃	32.0℃	被災者は9時頃から仮設の土間打ちの作業

139

事案の概要	
被災者は工場内で作業に従事していたが、14時頃に体調不良のため早退することとなり、更衣室に向かった。16時過ぎに同僚が更衣室に入ったとき、倒れている被災者を見出し、救急搬送されたが死亡した。	

140



141

5月中旬に埼玉県内で発生した熱中症による死亡災害事例

工場建屋の屋根上で、鋼板製の屋根葺き作業を行っていた被災者が熱中症で倒れ、8日後に死亡。

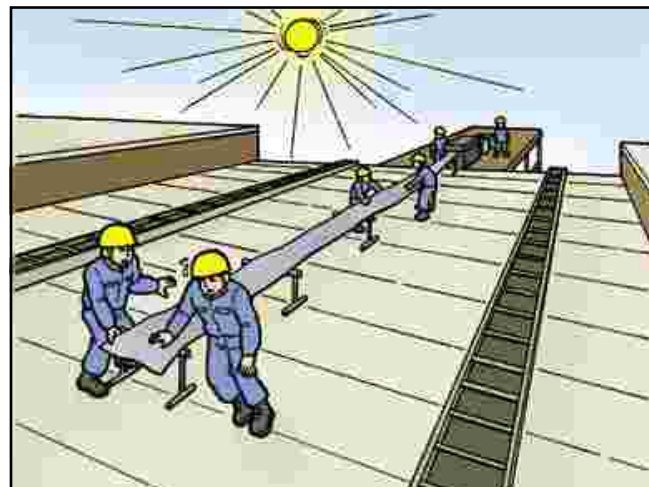
14時半頃、足元がふらついていた被災者に、監督者が休憩するよう指示、30分後に様子を見に行ったところ、声をかけても反応がなかったため、医療機関に搬送。

142

5月中旬に埼玉県内で発生した熱中症による死亡災害事例

被災者は、建設労働の経験は浅く、災害発生当日が作業初日であった。

143



144

5月中旬に埼玉県内で発生した 熱中症による死亡災害事例

災害発生当日の当該地域の気温等は、

最高気温 28.3℃

平均気温 20.1℃

最高相対湿度 99.8%

平均湿度 72.2%

であり、晴天であった。

災害発生時の屋根上の気温は、
34～35℃と推定。

145

職場における 熱中症対策の強化

労働安全衛生規則 の改正

146

新設されました

(熱中症を生ずるおそれのある作業)

第612条の2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体のコリ、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

147

ダウンロード可能です

基発 0520第6号
令和7年5月20日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について

改正労働安全衛生規則の解釈 等が示された文書 (通達) です

148

お手元のリーフレットです

「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

職場における 熱中症対策の 強化について

149

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

死亡災害が2年連続で30人を超え、
-他中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約3～4倍、
-死亡者の約7割は屋外作業であるため、無休出勤の削減
により更なる増悪の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に必要な対策

「職場における熱中症対策の徹底」(5/20) 熱中症対策
ワークシート(ワークシート)活用等を通じて実施を促している。現場
で実施されている対策を挙げる。

現場において
死亡に至らせない(重傷化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内訳は以下のとおり



150



151

暑熱な場所

「暑熱な場所」とは、湿球黒球温度 (WBGT) が28度以上又は気温が31度以上の場所をいい、必ずしも事業場内外の特定の作業場のみを指すものではなく、出張先で作業を行う場合、労働者が移動して複数の場所で作業を行う場合や、作業場所から作業場所への移動時等も含む趣旨であること。

152

暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業

「暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業」とは、上記の場所において、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれる作業をいうこと。

なお、非定常作業、臨時の作業等であっても上記の条件を満たすことが見込まれる場合は対象となること。

153

暑熱な場所に該当するか否かは、原則として作業が行われる場所で湿球黒球温度又は気温を実測することにより判断する必要があるが、例えば、通風のよい屋外作業について、天気予報（スマートフォン等のアプリケーションによるものを含む）、環境省の運営する熱中症予防情報サイト等を活用によって判断可能な場合には、これらを用いても差し支えないこと。

154

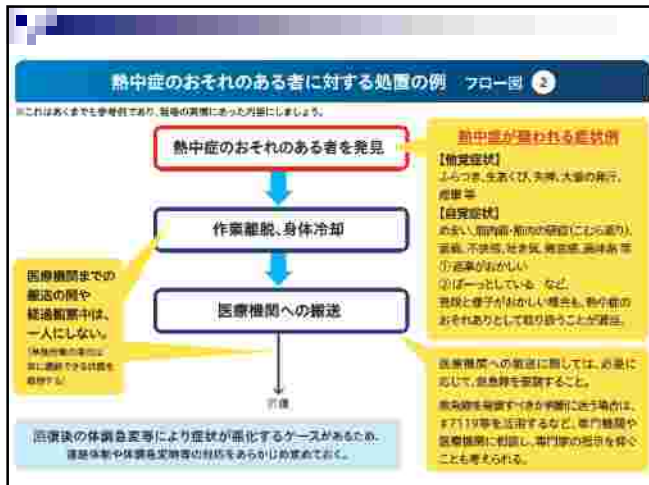
当該作業に従事する者

「当該作業に従事する者」（以下「作業員」という。）とは、労働者だけでなく、労働者と同一の場所において当該作業に従事する労働者以外の者を含むものであること。

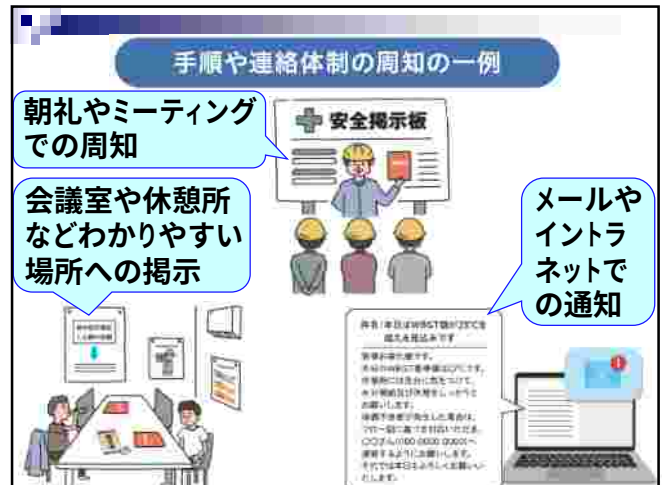
155



156



157



158

改正により新設される労働安全衛生規則第612条の2は、労働安全衛生法第22条に基づくものであり、個々の事業者に対し、措置義務が課されるものであること。

159

また、建設現場にみられるような混在作業であって、同一の作業場で複数の事業者が作業を行う場合は、当該作業場に関わる元方事業者及び関係請負人の事業者のいずれにも措置義務が生ずるものであること。

この場合の作業者に対する周知の方法として、各事業者が共同して1つの緊急連絡先を定め、これを作業者の見やすい場所に掲示することや、メールでの送付、文書の配布等が考えられること

160

なお、上記のような複数事業者が混在して作業を行う状況において当該措置が行われていなかった場合には、元方事業者のみに違反が生ずる訳ではなく、当該作業場に関わる全ての事業者に同条違反が生ずるものであること。

161

報告をさせる体制の整備

「報告をさせる体制の整備」には、熱中症を生ずるおそれのある作業が行われる作業場の責任者等報告を受ける者の連絡先及び当該者への連絡方法を定め、かつ明示することにより、作業者が熱中症を生ずるおそれのある作業を行っている間、随時報告を受けることができる状態を保つことが含まれるものであること。

162

「報告をさせる体制の整備」は「熱中症を生ずるおそれのある作業」が行われることが想定される作業日の作業開始前までに行っておく必要があるが、夏季の屋外作業のように、一定期間、暑熱環境下で作業を行うことが明らかな場合は、十分な余裕をもって体制を整え、当該作業に従事することが見込まれる者に周知しておくよう努めること。

なお、当該作業が、同一の従事者によって一定期間に連続して行われることが想定され、既に体制の整備及びその周知が講じられている場合には、当該措置を作業日ごとに重ねて実施する必要はないこと。

163

「周知」は、報告先等が作業者に確実に伝わる必要がある。その方法には、事業場の見やすい箇所への掲示、メールの送付、文書の配布のほか、朝礼における伝達等口頭によることがあり、原則いずれでも差し支えないが、伝達内容が複雑である場合など口頭だけでは確実に伝わることを担保されない場合や、朝礼に参加しない者がいる場合なども想定されるため、必要に応じて、複数の手段を組み合わせる行うこと。

なお、熱中症の症状が疑われる場合の報告先については、必要に応じて、別添1（揭示例）を参考にされたいこと

164

また、現場で周知した結果の記録の保存までは法令では求めているが、労働基準監督署による確認に際しては、事業者として適切に対応することが求められること。

別添1

事業場における報告先の揭示例

熱中症発生時（疑いを含む）の報告先

責任者 ○○○○（電話 ○○－○○○○）
代理 ○○○○（電話 ○○－○○○○）

165

関係条文の解釈

安衛則第606条の「暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場で、有害のおそれがあるもの」には、屋内作業場であって、改正安衛則第612条の2第1項に定める「熱中症を生ずるおそれのある作業」（第3の1（1）イの作業をいう。）が行われるものが含まれること。

（温湿度調節）

第606条 事業者は、暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場で、有害のおそれがあるものについては、冷房、暖房、通風等適当な温湿度調節の措置を講じなければならない。

166

関係条文の解釈

熱中症を生ずるおそれのある作業が行われる場合には、安衛法第59条第1項に基づく雇入れ時等の安全衛生教育及び同法第60条に基づく職長等に対する安全衛生教育において、教育すべき事項とされている事故時等や異常時における措置には、今回の改正内容も含め、熱中症が疑われる者に対する応急措置が含まれるため、これらの教育の実施に当たっては留意する必要があること。

167

WBGT値
（暑さ指数）

168

WBGT値 (暑さ指数) とは
湿球黒球温度

W e t -
B u l b
G l o b e
T e m p e r a t u r e

湿球
黒球

169

WBGT値 (暑さ指数) とは
乾球温度
(dry-bulb temperature)

周囲の通風を妨げない状態で、
輻射 (放射) 熱による影響を受け
ないように球部を囲って測定さ
れた乾球温度計が示す値

170

WBGT値 (暑さ指数) とは
乾球温度
(dry-bulb temperature)



171

WBGT値 (暑さ指数) とは
湿球温度
(wet-bulb temperature)

強制通風することなく、輻射
(放射) 熱を防ぐための球部の
囲いをしない環境に置かれた
濡れガーゼで覆った温度計が
示す値

172

WBGT値 (暑さ指数) とは
湿球温度
(wet-bulb temperature)



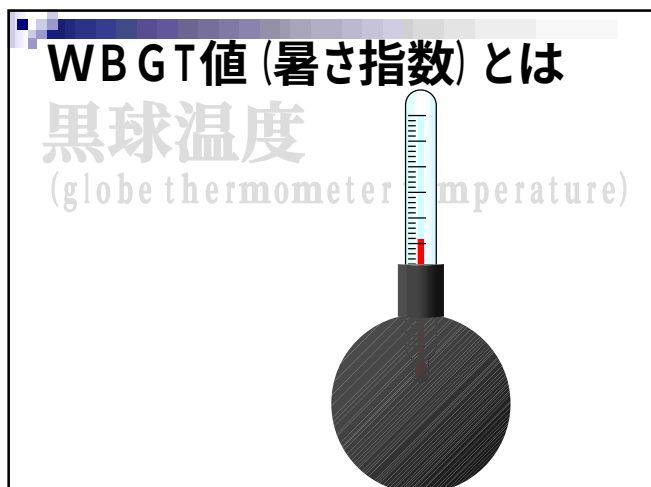
173

WBGT値 (暑さ指数) とは
黒球温度
(globe thermometer temperature)

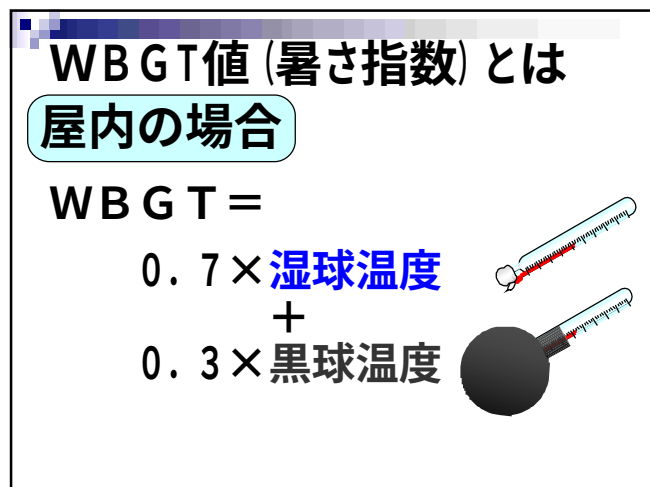
次の特性を持つ中空黒球の中心に
位置する温度計の示す温度

- ① 直径が150mmであること
- ② 平均放射率が0.95 (つや消し
黒色球) であること
- ③ 厚さが出来るだけ薄いこと

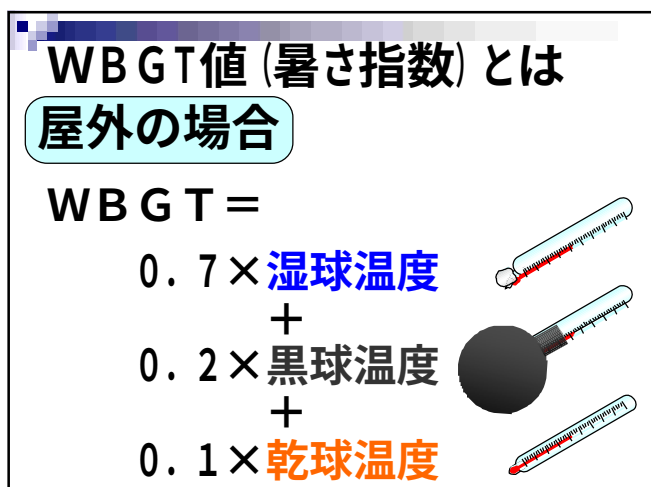
174



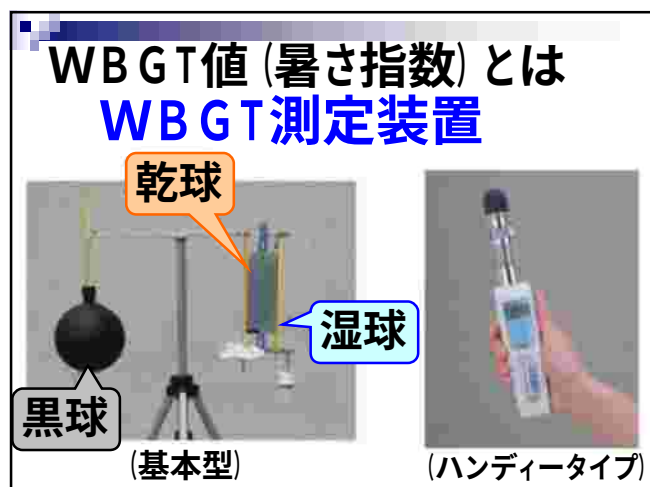
175



176



177



178



179



180



181

目次	
01 熱中症から命を守る	P4
1. 職場で熱中症になったら	
2. いづれとも通うと思ったら、熱中症を疑え	
3. 熱中症の症状と重症度分類	
4. 現場で作業員が倒れたときの「命を救う行動」と「あやまった行動」	
5. 熱中症「応急手当」カード(携帯用)	
02 危ない状況と対策	P12
1. 建設現場(屋外) 暑	
2. 製造現場(屋内) 暑	
3. その他現場 暑	
03 予防法	P30
1. 3つの注意点(前日/仕事前/作事中)	
2. 暑熱慣化(暑さに慣れる)	
3. 休憩時間について	
4. 予防対策グッズの使用	
04 取組例	P47
05 熱中症の基礎知識	P56
1. 熱中症の原因と発生しやすい職場の条件	
2. 暑さ指数(WBGT)	
3. 高齢者や持病がある作業員への配慮	
4. STOP! 熱中症クールワークキャンペーン	
5. 多言語リーフレット	
6. もっと詳しく知りたい方へ	
06 事業主、安全・衛生管理担当者の方へ	P63
1. 関係法令・関係指針・基準	
2. 補助金・助成金	
3. 講習用スライド/スライドショー動画	
07 まとめ	P67
1. 熱中症の見分け方と応急手当て	
2. 手助には『暑熱慣化』	
3. 水分補給と休憩	
4. 注意点	

182



183



184



185



186



187



188



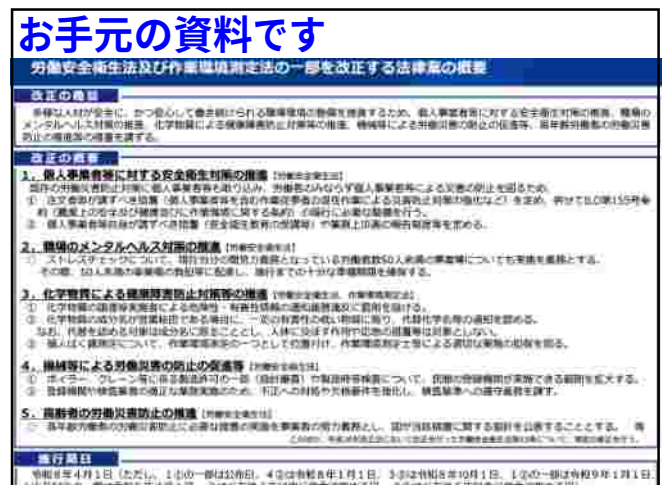
189



190



191



192

[illegible]

埼玉第14次労働災害
防止計画の進捗状況
把握のためのアンケート

ご協力をお願いいたします

■

お手元のリーフレットです

埼玉第14次労働災害防止計画
進捗状況把握のための
アンケートにご協力
をお願いします。

令和7年6月20日
までにご協力いた
だきますようお願い
いたします



上記のQRコードを読み取り閲覧するほか、埼玉労働組合ホームページ「埼玉



全国安全週間 説明会

ご清聴ありがとうございました